

奈良県カーボンクレジット制度実施要領

1 目的

この要領は、奈良県内で創出される J-クレジットを「奈良県カーボンクレジット」として登録する制度を定めることにより、J-クレジットを県内で地産地消させ、省エネ・低炭素投資によるカーボンニュートラル社会の実現と、資金循環による地域経済の活性化を図ることを目的とする。

2 登録の対象

奈良県カーボンクレジット制度の登録（以下「登録」という。）の対象となる者は、以下のとおりとする。

- (1)「奈良県カーボンクレジット」を創出する事業者、団体等
- (2)「奈良県カーボンクレジット」を購入し、カーボン・オフセット（減算）等に活用（以下「活用」という。）する事業者、団体等

3 登録の申請

登録を受けようとする事業者等は、別に定める申請書類を知事に提出するものとする。

4 登録承認手続きおよび登録承認書の交付

前条に基づく申請があった場合、知事はその内容を確認し、適当と認める場合には、登録承認書を申請者へ交付する。なお、登録承認書の発行手数料は無料とする。

登録承認が完了した後、知事は申請された内容を県のウェブサイトに掲載する。

5 登録承認書の利用

登録を受けた者（以下「登録者」という。）は、登録承認書を「奈良県カーボンクレジット」に関する取組の証しとして、広く広報活動に用いることができる。

登録承認書を第三者に販売、または譲渡することはできない。

6 登録者の制限

知事は、登録の申請をする者が、次の各号のいずれかに該当する者の場合は、その登録を認めないものとする。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団および同条第 6 号に規定する暴力団員
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条（同条第 1 項第 5 号に規定する営業を行う者を除く。）に規定する営業

を行う者

- (3) 特定商取引に関する法律（昭和 51 年法律第 57 号）第 33 条に規定する連鎖販売取引を行う者
- (4) 法令および公序良俗に反すると認められる行為を行う者
- (5) 奈良県カーボンクレジットを活用した取組全体または奈良県の信用もしくは品位を損なうと認められる行為を行う者

7 登録の取り消し等

知事は、登録者が次の各号のいずれかに該当する場合は、登録を取り消すことができる。

- (1) 受理した申請書の内容に虚偽のあることが判明した場合
- (2) 前条の各号のいずれかに該当するに至った場合
- (3) その他、登録の継続が不適當であると認められた場合

8 取組内容の報告

登録者は、県が求める場合、県に対し、奈良県カーボンクレジットを活用した取組内容の報告を行うものとする。

9 登録の期限

本制度の登録期限は定めるものとしなない。ただし、本制度は予告なく終了する場合があります、その場合、終了した時点をも本制度の登録期限とする。

10 その他

本要領に定めるもののほか、登録に関して必要な事項は、知事が別に定める。

付 則

この要領は、令和 7 年 6 月 2 日から施行する。